

日程第33. 意見書第7号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書

○議長 宮城清政君 日程第33. 意見書第7号 健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書についてを議題とします。まず、本件に関し提出者からの趣旨説明を求めます。4番大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 それでは、読み上げて提案します。平成27年9月30日。南風原町議会議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大宜見洋文。賛成者 南風原町議会議員 新垣由雄、大城 勝、照屋仁士、赤嶺奈津江、大城 毅、金城好春、浦崎みゆき。

健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書 上記の意見書を、別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書 政府は、生活保護基準について、2013年8月、2014年4月に続き、2015年4月に3回目の生活扶助引き下げを行いました。今年の7月に住宅扶助、11月から冬季加算の引き下げを進めようとしています。生活保護基準は、就学援助をはじめとする低所得者への施策や最低賃金、住民税の非課税限度額等の目安となっており、保育料、福祉、医療サービスの負担金など広範な県民生活に多大な影響を及ぼします。現在の「生活保護費」では、生活費を切り詰め、親戚・友人などの冠婚葬祭にも出席できず、健康で文化的な最低限度の生活が維持できない状況です。憲法第25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての県民に保障する立場で意見書を提出します。

記1、生活保護基準引き下げ、住宅扶助や冬季加算の引き下げを中止すること。2、熱中症予防の立場から、「夏季加算」新設を要求するとともにクーラー設置費支給を実現すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年（2015年）9月30日 沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 厚生労働大臣。以上です。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第7号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。意見書第7号については、委員会の付託を省

略することに決定いたしました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより意見書第 7 号健康で文化的な最低限度の生活を保障する立場で「生活保護基準引き下げ」、「住宅扶助、冬季加算の引き下げ」中止を求める意見書についてを採決します。本件について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本件は可決されました。